香川県条例第18号

香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

香川県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年香川県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr>
<td>
（病院事業の設置）
第１条　略

別表（第１条関係）
<table>
<tr><td rowspan="2">名　称</td><td colspan="2">規　　　模</td></tr>
<tr><td>診　療　科　目</td><td>病床数</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
<tr><td>香川県立丸亀病院</td><td>内科、心療内科、思春期心療内科、精神科、リハビリテーション科、歯科</td><td>215床</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
</table>
規模欄の内容は、計画中のものを含む。
</td>
<td>
（病院事業の設置）
第１条　略
２　病院事業の規模は、別表のとおりとする。
別表（第１条関係）
<table>
<tr><td rowspan="2">名　称</td><td colspan="2">規　　　模</td></tr>
<tr><td>診　療　科　目</td><td>病床数</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
<tr><td>香川県立丸亀病院</td><td>内科、心療内科、思春期心療内科、精神科、リハビリテーション科、歯科</td><td>267床</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
</table>
規模欄の内容は、計画中のものを含む。
</td>
</tr>
</table>

附　則

この条例は、平成23年４月１日から施行する。